

## 北九州PCB処理事業について

「第49回北九州市PCB処理監視会議」（5/16）の開催結果及び「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改訂案）に関する市民意見の募集結果」について報告します。

### 1 「第49回北九州市PCB処理監視会議」の開催結果

#### (1) PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて

- 本市から、令和4年4月25日に、市長が環境大臣に対し国の要請に対する受入条件を提示し、環境大臣から、「条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応する。」旨の回答があったことにより、『要請を受け入れたこと』について報告。 **資料1**
- 環境省から、本市の受入条件（処理の安全性確保、期間内での確実な処理、地域の理解の促進）の『対応方針』について報告。 **資料2**

#### (2) 北九州PCB処理施設における安全点検について

- JESCOから、北九州PCB処理施設の操業再開に向けた『安全点検の実施状況等』について報告。 **資料3**
  - 北九州PCB処理施設は、令和4年3月末に操業を停止し、現在、施設内各設備について、専門業者による点検及び更新等を実施中。
  - 現時点での点検結果については、操業を再開するにあたり設備の不具合や安全上で問題となる箇所がないことを確認。
  - 現在までに点検及び更新・補修等の完了していない項目については、建屋の外壁補修を除いて、5月末までに完了する予定。
- 北九州市PCB処理監視会議委員から、北九州PCB処理施設への立ち入り（安全点検の実施状況等の確認）を行った結果について報告。

#### (3) 監視委員の主な意見

- 安全点検を行っている現場を確認したが、作業はしっかりと行われていた。また、現場の整理・整頓・清掃が行き渡っていた。後は、安全の視点を持ち、最新の注意を払って再稼働を行い、稼働後は「慣れ」に十分注意すること。
- 現在までに点検及び更新・補修等の完了していない項目については、環境省と北九州市において、今後しっかりと確認を行ったうえで操業を再開するように。
- 再々延長はないのが受け入れの最大の条件である。このため、「処理イメージ」ではなく、「ロードマップ」として示し、定期的な処理の進捗管理を行う際に、「処理実績」と照合を行うべき。

## 2 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改訂案）に関する市民意見の募集結果

(1) 募集期間

令和4年4月28日（木）から令和4年5月19日（木）まで

(2) 意見提出状況

提出者：4名、件数：9件

(3) 計画への反映

修正なし

(4) 添付資料

- 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改訂案）に関する市民意見募集結果 資料4
- 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改定案） 資料5

(以上)

## PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて

令和4年4月25日、市長が山口環境大臣に対し、PCB処理事業の継続に係る国の検討要請に対する『受入条件』を提示しました。これに対して、環境大臣から「条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応する。」旨の回答がありました。これにより、PCB処理事業が継続されることとなりましたので、報告します。

### 1 これまでの経緯

- (1) 国は、本市の申し入れを受け、若松区を中心に38回の説明会を開催し、延べ900人を超える市民が参加した。また、市議会においては、本会議、委員会等を通じ、議論を積み重ねてきた。
- (2) こうした対話、議論を通じていただいた様々なご意見を要約すると、
  - ・再延長しても処理の安全性は確保できるのか
  - ・再延長期間内で確実に処理が完了するのか
  - ・再延長に伴う市民の気持ちをどのように汲み取るのか
 の3点となる。
- (3) これらの点について、国と協議を重ねた結果、全て国が一定の対応をとる方向で調整がついた。このため、本市としては、市民や議会の意見・想いを、改めて条件という形で取りまとめて、国に提示することとした。

### 2 国への条件提示(主な項目) ..... P. 5

市民との対話、議会での議論を通じていただいた様々なご意見を要約した3点について、今回の受入条件に反映して、強く対応を求めることとした。

- (1) 処理の安全性確保について万全を期すため、国による立入検査の頻度を増やすなど、監視指導の強化を図ること。
- (2) 再々延長は絶対に避けるため、国が定期的な進捗管理を行い、事業計画の担保を図ること。また、令和6年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと。
- (3) PCB処理事業は、地域の理解なくしては進まないものであるため、若松区を中心とした地域振興策に対し、財政措置も含め必要な支援を行うこと。

### 3 環境省からの回答..... P. 10

北九州市から提示された全ての条件を承諾し、以下のとおり、責任を持って確実に対応する。

- (1) 処理の安全性確保については、処理再開に向けてJESCOにおいて安全に万全を期

すとともに、立入検査等の実施により環境省の指導を強化する。

- (2) 期限内処理の確保については、定期的に進捗管理しつつ、令和5年度末までに確実に処理を完了させ、再々延長はしない。
- (3) 地域の理解の促進については、情報公開を徹底するとともに、若松区などにおける地域振興策を着実に支援する。

#### 4 本市の取組みに対する評価

環境大臣から「要請を受け入れていただいたことにより、西日本エリアの高濃度PCB廃棄物の処理完遂の目途が立った。これまでも北九州市には、全国に先駆けて処理を開始いただき、その知見を全国の自治体に共有されたことで、我が国の高濃度PCB廃棄物の処理が着実に進捗している。今後とも引き続きご協力をお願いします。」とのコメントがあり、従来からの取組みを含め、本市に高い評価をいただいた。

#### 5 今後の対応

- (1) 本件について、地元の若松区をはじめとした市民のみなさんに対し、「個別訪問」や「PCB処理だより」の臨時発行を行うとともに、「市政だより」や「ホームページ」等を活用して丁寧に報告する。
- (2) 操業再開に向け、JESCOにおいて施設を全面的に点検し、老朽化・経年劣化している箇所の修繕等を実施する。本市においては現地調査を行うとともに、監視会議を臨時開催し、点検や修繕等が確実に実施されていることを確認する。
- (3) 北九州PCB処理事業の継続となるため、更なる安全・安心の確保と、期間内での確実な処理完了に向け、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改訂する。

(以上)

( 公 印 省 略 )  
北九環監環第606号  
令和4年4月25日

環境大臣 山口 壯 様

北九州市長 北橋 健治

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理事業の継続について (回答)

令和3年9月22日付け環循施発第2109221号で要請のあった標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

### 記

本市におけるPCB廃棄物処理事業は、当初、平成26年度末に終了する計画であったが、全国的な処理の遅れを背景に平成25年10月、国から処理の拡大及び処理期限の延長の要請を受けた。これに対して本市は、幅広く市民や議会から意見を聞き、安全操業の徹底や期限内での処理など、全27項目を受入条件としてとりまとめ、私から国の責任者である環境大臣に直接提示した。

それに対し、地元の想いを重く受け止め、国の覚悟と責任のもと全ての条件を承諾し、万全を尽くして対応すると回答があった。

このため、平成26年4月、本市はこの要請を受け入れることを決断した。

こうした経緯を踏まえると、今回、国から再度、事業継続を要請されたことは、本市として誠に遺憾と言わざるを得ない。

今回の要請に対し、市民及び議会からも多く意見が寄せられた。その中では、期限を守れなかった国への不信感や、設備の経年劣化に対する不安感、再延長に対する地元の負担感などの想いが寄せられている。

一方で、「PCB廃棄物の処理が進まなくなるのも問題」、「他都市に迷惑をかけるわけにはいかない」などの意見もあり、一日も早くPCBを根絶すべきことは、理解が得られている。

地球環境問題であるPCB廃棄物の処理に関して、SDGs未来都市である本市が処理完遂の役割を担うことは、次の世代に良好な環境を引き継いでいくためにも、大変意義深いことと捉えている。

これらを踏まえれば、本市で事業を継続するためには、国として責任と覚悟をもって事業に臨み、市民・議会から寄せられた意見・想いにしっかりと対応することが不可欠であると考えます。

本市としては、以上の考え方に立ち、事業の継続に係る要請の受諾に当たり、以下のとおり条件を提示する。

## 1. 処理の安全性確保

P C B 廃棄物処理施設の立地当初から処理の安全性の確保が第一であり、現在及び将来も変わりはない。このため、

- (1) 従来からのフェイルセーフ、セーフティネットの考えに基づく安全対策の強化はもとより、適切な予算、人員を確保した上で施設の健全性確保、輸送時の安全対策及び災害対策の徹底など、処理の安全性の確保に万全を期すこと。  
その一環として、
  - ① 全事業所でそれぞれ、過去の全トラブル及び改善対策内容を再評価し、各事業所への水平展開、管理監督体制の強化を図り、安全操業のための運用の徹底を図ること。また、安全かつ確実な処理を担保するため、国による立入検査を、本市同様に毎月実施するなど、監視指導の強化を図ること。
  - ② 長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実に行うこと。
  - ③ 北九州市内の運搬に当たっては、安全性の実績があるトラック輸送や輸送ルートの限定など、これまでの安全対策を堅持すること。
  - ④ 新たな運搬事業者に対し、北九州市内における輸送規制の遵守を周知徹底すること。
  - ⑤ 処理の実施から設備等の解体・撤去が完了するまでの期間における、安全な輸送路を維持・確保するため、財政措置も含め必要な措置を確実に講ずること。
  - ⑥ 地震、津波等の自然災害に関する最新の知見を踏まえ、災害対策の内容を常に点検し、必要に応じて対策を強化すること。
- (2) 万が一、P C B の外部漏洩、健康被害等の重大な事故が発生した場合には、その後の操業の是非について本市と協議するとともに、被害等に対しては事業実施者とともに補償を含め必要な措置を迅速に講ずること。

## 2. 期限内処理の確保

今度こそ、期限内で確実に処理を終えるため、関係者が総力を挙げて取り組み、絶対に再々延長はあってはならない。このため、

- (1) 安定器及び汚染物等の処理を、令和5年度末までの期間内で一日でも早く処理完了させるため、関係者が総力を挙げて取り組むとともに、定期的な進捗管理を行って担保すること。
- (2) 処理施設の技術的・運用上の改善を徹底し、トラブルによる稼働停止等が生じないよう万全を期すこと。
- (3) 関係者が一体となった連携体制により、各地域において未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等を徹底し、計画的処理に努めること。  
その一環として、
  - ① 未処理機器の把握・早期処理のため、国の関係機関、関係自治体、関係団体等が一体となった連携体制の強化を図ること。
  - ② 計画的な把握・処理の取組みを進めるとともに、広域協議会等を活用して取組みの進捗管理を行うなど、処理期限を踏まえた必要な指導を行うこと。
  - ③ 未処理機器を有している可能性のある事業者に対して徹底した調査・周知等を行うため、必要な予算を確保するとともに、きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定などの丁寧な運用を行うこと。
  - ④ 関係機関との連携や様々なメディア・媒体の積極的な活用により、P C B廃棄物処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知を行うこと。
  - ⑤ 処理完了に向けて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による未登録機器を含む未処理機器保有事業者への徹底した営業はもとより、機器等の登録から、中小企業者等軽減申請の審査、処理委託契約の締結の対応を速やかに行うこと。
  - ⑥ 円滑な搬入のための調整など、P C B廃棄物が適正かつ早期に処理されるために必要な措置を迅速に講ずること。

- ⑦ 事業終了後、速やかに設備等の解体・撤去や土壌汚染対策などを行えるよう必要な財政措置を講じるとともに、その解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持って事前に協議を行うこと。
- (4) 令和6年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと（令和5年度末までに北九州事業所の操業を終了すること）。
- (5) 万一の不測事態に備え、令和6年度以降の北九州事業所以外での対策をあらかじめ検討しておくこと。

### 3. 地域の理解

本事業は地元地域の理解なくしては進まないものである。このため、

- (1) 本事業に係る安全性及び期限内処理に係る地域への積極的な情報公開のための機会の付与、地域への即応的な連絡体制など更なるリスクコミュニケーションの徹底を図るとともに、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなど、必要な取組みを確実に実施すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、地元企業、人材を最大限活用した地域密着型の事業とすること。
- (3) 本市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等を国として積極的に評価し、他地域への水平展開を図るとともに、世界の有害物質のリスク管理にも貢献する仕組みを構築すること。
- (4) 本事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の自治体が的確に認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること。  
また、国においては、
  - ① 若松区を中心とした地域振興策について、財政措置も含め必要な支援を行うこと。
  - ② 事業終了後の建物や跡地の有効活用を通じた地域の活性化・雇用維持などの経済振興に向けた本市の取組みを支援すること。
- (5) 本市のSDGs未来都市としての取組みが更に発展・展開するよう、



密接な連携を図ること。

#### 4. 取組みの确实性の担保

本事業の実施を担保していくためには、施策の進捗管理・評価及び必要に応じた見直しとともに、本市の関与が不可欠と考える。このため、

- (1) 安全対策、期限内処理等の各種施策について、その運用方法や実施状況、及び更なる対策の必要性等について、本市との定期的な協議の場を設けること。
- (2) 国全体及び北九州PCB廃棄物処理事業の進捗について、定期的に、本市及び監視会議に報告するとともに、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施すること。
- (3) 本市が本事業に係る処理の安全性確保や期限内処理等を徹底するため必要な措置を講じる場合には、その施策に積極的に協力すること。

環循施発第 2204253 号  
令和 4 年 4 月 25 日

北九州市長 殿

環境大臣  
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の  
継続について（回答）において示された条件の承諾について

令和 3 年 9 月 22 日付け環循施発第 2109221 号にて御検討をお願いした件につきましては、  
令和 4 年 4 月 25 日付け北九環監環第 606 号により要請を受け入れるに当たっての条件を提  
示いただいたところですが、環境省としては、これを承諾いたします。

つきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の安全確保及び処理完了に向けて、引  
き続き貴市の御協力をいただきますようお願いいたします。

## 北九州市の受入条件の対応方針1(処理の安全性確保)

受入条件	対応方針
<p>(1) 処理の安全性確保に万全を期すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全操業のための運用の徹底、安全かつ確実な処理の担保のための監視指導の強化</li> <li>② 設備・機器の確実な更新・補修</li> <li>③ 北九州市内の運搬時の安全対策の堅持</li> <li>④ 運搬事業者に対する北九州市内の輸送規制の遵守の周知徹底</li> <li>⑤ 安全な輸送路を維持・確保するために必要な措置の確実な実施</li> <li>⑥ 自然災害に関する最新の知見を踏まえた災害対策の見直し、必要に応じた対策強化</li> </ul> <p>(2) 万が一、PCBの外部漏洩、健康被害等の重大な事故が発生した場合、その後の操業の是非について北九州市と協議するとともに、必要な措置を迅速に実施すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省としてJESCOへの立入検査を毎月実施する等により安全対策が実効性のあるものとなるようJESCOへの指導・監督を行います。</li> <li>・JESCOにおいて長期保全計画等に基づく設備・機器の更新・補修を実施し、環境省が必要な予算を措置します。</li> <li>・追加的な安全対策として、今年4月から施設を停止させ、機器や配管等の点検及び補修を行っています。環境省も立入検査を強化する等、安全性の確保に万全を期します。</li> <li>・安全性が確保できていることを確実に確認した上で、処理を再開させます。</li> <li>・輸送路や自然災害対策等、その他の安全性確保についても、これまでの操業で培った知見等を踏まえ、着実に実施します。</li> </ul>

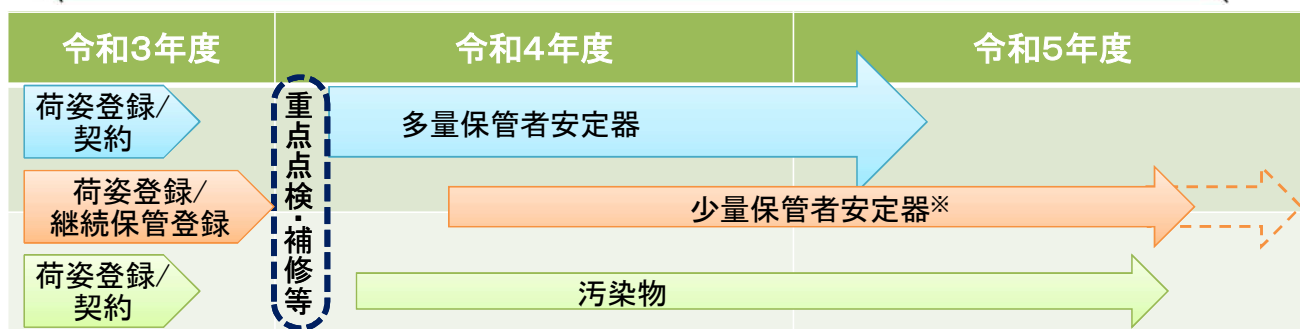
## 北九州市の受入条件の対応方針2(期限内での確実な処理)

受入条件	対応方針
<p>(1) 安定器等・汚染物の処理を令和5年度末までの期間内で一日でも早く処理完了させるため、関係者が総力を挙げて取り組むとともに、定期的な進捗管理を行って担保すること</p> <p>(2) 技術・運用上の改善、トラブルによる稼働停止の防止</p> <p>(3) 関係者の連携体制の構築、各地域における未処理機器の把握や事業者に対する確認・指導の徹底等を徹底し、計画的処理に努めること</p> <p>(4) 令和6年度以降北九州事業所で操業を行わないこと</p> <p>(5) 万一の不測の事態に備え、令和6年度以降の北九州事業所以外の対策をあらかじめ検討しておくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の北九州事業所の処理対象量や処理能力等を踏まえ、令和4年度以降の処理の見通しを立てた結果、今後の掘り起こし見込み量を考慮しても、5年度末までに処理を完了できると見込んでいますが、関係自治体とも連携して、JESCOへの処分委託状況等の進捗管理を定期的実施することにより、令和5年度末までに確実に処理を完了させ、再々延長は致しません。</li> <li>・PCB処理事業を着実に進めるべく、令和6年度以降の対策を含め、今後の処理体制の整備についてしっかりと検討を進めてまいります。</li> </ul>

# 北九州市の受入条件の対応方針3(地域の理解の促進)

受入条件	対応方針
(1) 地域への積極的な情報公開、リスクコミュニケーションの徹底、地域との交流 (2) 地元企業、人材の最大限の活用 (3) 北九州市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等の他地域への水平展開、世界の有害物質のリスク管理にも貢献するための取組の推進 (4) PCB処理事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び関係者が的確に認識し、理解・協力を促すための取り組みを推進すること ① 若松区を中心とした地域振興策について、必要な措置を講じること ② 事業終了後の建物や跡地の有効利用を通じた地域の経済振興に向けた北九州市の取り組みを支援すること (5) 北九州市のSDGs未来都市としての取組が更に発展・展開するよう密接な連携を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開を徹底するとともに、引き続き地域への定期的な事業報告や施設見学の実施、事業所だよりの発行、地域との交流に取り組みます。</li> <li>・運転作業の委託や工事・修理点検等において、地元の企業や人材を活用します。</li> <li>・北九州事業の技術、ノウハウを他地域事業へ展開します。</li> <li>・PCB処理に関する知見等をとりまとめ、国際会議等で日本の取り組みを発信します。</li> <li>・北九州市とよく相談しながら、若松区などにおける地域振興策の着実な支援や、跡地の有効利用の検討を進めてまいります。</li> </ul>

## 令和4、5年度の処理イメージ



### 安定器・汚染物等の処理計画(案)

(単位:トン)

処理対象物	令和4年度 処理計画量	令和4年第1四半期	令和4年第2四半期	令和4年第3四半期	令和4年第4四半期
安定器	852	95	267	250	240
汚染物等	99	11	31	29	28
全体	951	106	298	279	268
処理対象物	令和5年度 処理計画量	令和5年第1四半期	令和5年第2四半期	令和5年第3四半期	令和5年第4四半期
安定器	366	151	144	71	0
汚染物等	50	21	20	9	0
全体	416	172	164	80	0

※ 重量には缶重量を含む

※ 令和4年度、5年度の2年間で汚染物(PCB油がしみ込んだ汚泥等)を無害化処理するため、年間の処理能力を約950トンと見込んでいる。

## 北九州 P C B 廃棄物処理施設における安全点検について

北九州 P C B 処理施設では、毎年の定期点検及び長期保全計画に基づき予防保全を確実に実施してきました。令和 4・5 年度の処理の継続に備えて、安全・確実に処理を続けるために令和 4 年 3 月末に操業を停止し、施設内各設備について、専門業者による点検及び更新等を実施しています。

### 1. 点検項目及び更新等の項目について

点検項目及び更新・補修等項目については別紙 1 に示しておりますが、主な内容は下記のとおりです。

#### 【点検項目】

- プラズマ設備
  - ・ 3 月・5 月の定期点検に加えて、4 月に追加点検の実施
  - ・ プラズマ炉の耐火材補修の実施
- V T R 設備
  - ・ 毎年秋に実施している定期点検に加えて、4 月に追加点検の実施
  - ・ 配管やフランジ等の漏洩点検の実施

#### 【更新・補修等項目】

- 老朽化・経年劣化をしている設備の更新及び交換
- 場内の P C B 排気を処理する排気設備の活性炭の前倒し交換
- 建屋の補修

### 2. 点検結果について

点検作業は、技術検討、設備設計及び設置工事を請け負った専門業者により実施し、点検作業員についても普段から JESCO 設備の点検を行っている作業員により実施しています。また、点検内容については、JESCO でも内容を確認すると共に点検作業に立ち合い現場確認をしています。

現時点での点検結果については、操業を再開するにあたり設備の不具合や安全上で問題となる箇所が無いことを確認しました。

更新や補修等に関しては、一部継続作業中ですが、操業再開に必要な設備については、全て完了しています。

尚、点検項目とそれぞれの点検箇所数並びに更新・補修等項目については別紙 1 に示し、安全点検実施状況を別紙 2、更新・補修等実施状況を別紙 3 に示します。

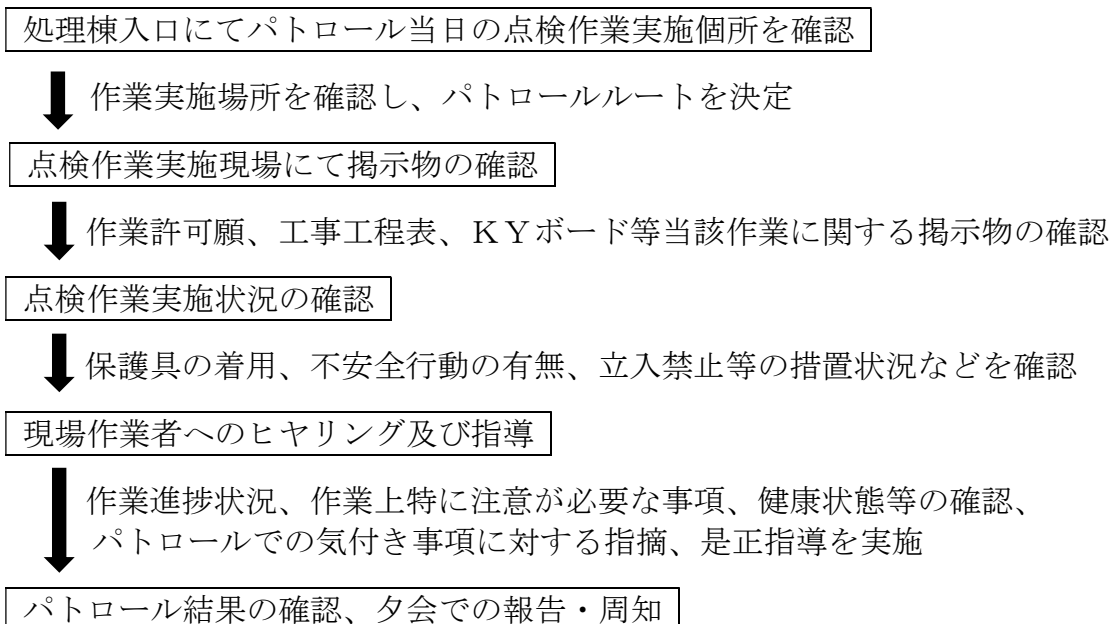
### 3. パトロールの実施状況について

作業中の安全を確保するため、JESCO、運転会社、工事会社にて事前に安全ミーティングを行い、順守事項や禁止事項等を説明した後、作業を実施しています。

点検作業等の状況についてはJESCO（本社、事業所）、運転会社、工事会社による安全パトロールを毎日行い、順守事項や禁止事項等が守られているか確認しています。

安全パトロールでは気づき点があった場合にはその場で指摘・指導を行うとともに、JESCO、運転会社、工事会社の参加する夕会で周知し、無事故・無災害で点検作業が行われるよう努めています。

#### 安全パトロールのフロー



良かった点、指摘事項、その他気づき事項等を確認し、夕会にて報告を行い、他の工事業者とも情報を共有

### 4. 今後の対応について

現在までに点検及び更新・補修等の完了していない項目については、建屋の外壁補修を除いて、5月末までに完了する予定です。

また、操業の再開に向けて、プラズマ設備、VTR設備などの各設備の試運転を行うこととしています。

操業再開後は、引き続き、日々の巡回パトロールや月例点検並びに法令点検の実施、長期保全計画に基づく定期点検を確実に実施します。









### 5. 環境省による立入確認

安全点検の実施状況について、毎週環境省の立入検査による作業の進捗確認及び書類確認を受けています。尚、現在までの立入検査の実績は、4月6日、4月13日、4月19日、4月27日、5月11日です。

## 操業延長に伴う北九州PCB処理事業所における安全点検及び更新・補修等

工程		項目	内容	実施状況	実施日	点検箇所数	
点検項目	1	プラズマ設備	点検	外観点検、耐火物煉瓦の目視点検、各駆動部の点検、振動測定、絶縁抵抗測定等	完了	4/1～4/28	174
	2	プラズマ設備	冷却塔点検	外観点検、振動測定、回転動作確認、絶縁・電流値測定等	完了	4/1～4/19	81
	3	VTR設備	点検	絶縁抵抗測定、振動測定、フランジ部の滲み確認等	完了	4/22～4/27	144
	4	プラズマ VTR共通設備	自動倉庫点検	電動機の異音・発熱確認、軸受・チェーンの目視・聴診、張り確認等	完了	4/18～4/28	526
	5	プラズマ VTR共通設備	搬送台車・検査床リフター点検	センサ・光軸確認、駆動チェーンの張り確認、異音確認、電圧・電流測定等	完了	4/18～4/28	318
	6	プラズマ VTR共通設備	OLM装置点検	加熱配管曲げ・温度確認、マスフローメータの流量確認、イオン源の電流・電圧確認等	完了	4/10～4/15	396
	7	プラズマ VTR共通設備	計装用空気圧縮機点検	給油圧力・温度確認、電気部品の目視・作動確認等	実施中	5/16～	54
	8	プラズマ VTR共通設備	計装用除湿装置吸着材点検	圧力計の目視確認、自動弁のエア漏れ確認、電気部品の作動確認等	未実施	5/23～実施予定	64
	9	その他設備	中央制御室の入出力装置点検	通信状態の確認、カード表示の確認、ケーブル・コネクタの点検等	完了	4/11～4/22	750
	10	その他設備	クレーン・ホイスト点検	稼働装置の異音・振動・動作確認、ワイヤーロープの目視確認等	実施中	4/13～	3282
	11	その他設備	電動シャッター点検	電気機器の稼働確認、ローラーチェーンの稼働確認、障害物制御盤確認等	完了	4/11～4/21	680
	12	その他設備	換気空調給排気設備点検	送風機の異音・振動測定、軸受の回転動作・表面温度測定、Vベルトの傷・摩耗確認等	完了	3/20～4/5	359
	13	その他設備	変電所健全性確認	変圧器等の配線・据付状態の確認、操作機構部の遮断機構確認、接触部の発熱確認等	完了	5/8	576
更新・補修等項目	14	プラズマ設備	塩基度調整剤圧送配管更新	摩耗劣化による更新および配管ヒータ取付	実施中	5/13～	—
	15	プラズマ設備	蓄電池更新	経年劣化による部品更新	実施中	3/28～	—
	16	VTR設備	VTR設備の配管等の更新	腐食による配管の更新	完了	4/5～4/23	—
	17	プラズマ設備	蒸気ボイラー更新	経年劣化による本体更新	完了	4/5～4/21	—
	18	その他設備	貯留タンク計器類更新	経年劣化による部品交換	完了	4/25～4/27	—
	19	その他設備	屋外重油配管更新	腐食による配管の更新	未実施	5/19～実施予定	—
	20	その他設備	2期施設建屋老朽化補修（1階床）	ひび割れ部の補修	実施中	4/5～	—
	21	その他設備	2期施設建屋老朽化補修（外壁）	屋根・外壁等の補修	未実施	5/30～	—
	22	その他設備	2期施設建屋老朽化補修（外部扉）	老朽化による補修	実施中	4/5～	—
	23	その他設備	換気空調設備活性炭交換	活性炭交換	完了	4/30～5/2	—
	24	その他設備	排気活性炭交換	活性炭交換	完了	4/2～4/4	—

安全点検実施状況

	
<p>1. プラズマ設備 点検</p>	<p>2. プラズマ設備 冷却塔点検</p>
	
<p>3. VTR設備 点検</p>	<p>4. 自動倉庫点検</p>
	
<p>5. 搬送台車・検査床リフター点検</p>	<p>6. OLM装置点検</p>
	
<p>7. 計装用空気圧縮気点検</p>	<p>8. 計装用除湿装置吸着材点検</p>

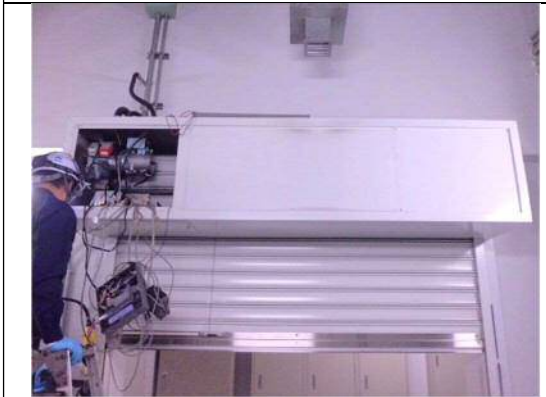




9. 中央制御室 システム点検



10. クレーン・ホイスト点検



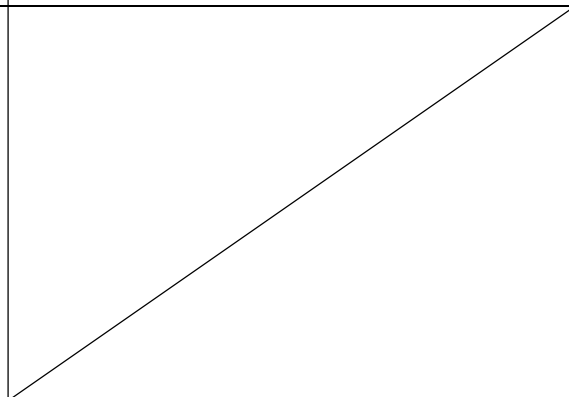
11. 電動シャッター点検



12. 換気空調給排気設備点検



13. 変電所健全性確認



更新・補修等実施状況

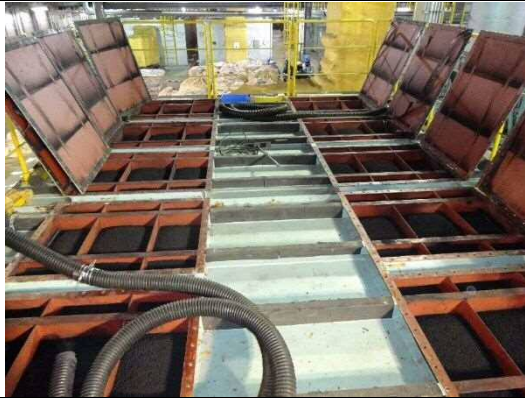
	
<p>1 4. 塩基度調整剤圧送配管更新</p>	<p>1 5. 蓄電池更新</p>
	
<p>1 6. VTR設備 配管更新</p>	<p>1 7. 蒸気ボイラー更新工事</p>
	
<p>1 8. 貯留タンク計器類更新</p>	<p>1 9. 屋外重油配管更新</p>
	
<p>2 0. 建屋老朽化補修 床補修</p>	<p>2 1. 建屋老朽化補修 外壁等補修</p>



2 2. 建屋老朽化補修 外部扉更新



2 3. 換気空調設備活性炭交換



2 4. 排気設備活性炭交換